

県民意見の募集について

<p>計画等の案の名称</p>	<p>屋外広告物規制地域及び広告景観保全地区の指定の変更案</p>
<p>意見募集の趣旨</p>	<p>静岡県屋外広告物条例では、特に沿道景観を保全する必要性が高いと考えられる道路の区間及びその周辺地域について、屋外広告物の表示等を規制しています。</p> <p>本県では、伊豆半島の魅力的な沿道景観を保全するため、伊豆縦貫自動車道（天城北道路以北）について沿線市町と連携しながら地域の特性に応じた屋外広告物規制を図ってきました。</p> <p>令和4年度中に、伊豆縦貫自動車道河津下田道路のうち河津インターチェンジ（仮称）から逆川インターチェンジ（仮称）までの区間が開通する予定です。</p> <p>このため、今回の開通予定区間及びその沿道地域を、既に供用が開始されている伊豆縦貫自動車道の区間等と同様に、屋外広告物の表示等を禁止する地域（特別規制地域）に指定するとともに、やむを得ず設置する案内図板についてさらにきめ細かく許可基準を定める地域（広告景観保全地区）に指定します。</p> <p>そこで、この規制地域等の指定の変更案について、県民の皆様から広く意見募集を行うものです。</p>
<p>意見の提出期間</p>	<p>令和4年11月22日（火）から令和4年12月21日（水）まで</p>
<p>意見の提出方法</p>	<p>電子メール、ファックス、郵送又は持参のいずれかの方法で意見書（様式自由）を提出してください。</p> <p>なお、いただいた御意見の内容についてお尋ねする場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。</p>
<p>意見の提出先</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子メール keikan-machi@pref.shizuoka.lg.jp ・ファックス 054-221-3493 静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課あて ・郵送又は持参 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課あて
<p>問い合わせ先</p>	<p>〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課景観づくり推進班 電 話 054-221-3702 ファックス 054-221-3493 電子メール keikan-machi@pref.shizuoka.lg.jp</p>
<p>備 考</p>	<p>静岡県屋外広告物条例第6条の2第1項の規定に基づく広告景観保全地区の指定の変更案については、今回の県民意見の募集とは別に、静岡県屋外広告物条例施行規則の規定に基づき公告し、関係資料を縦覧しています。</p> <p>以下に該当する方は、同規則の規定に基づき、知事に意見書を提出することができ、また、意見書の要旨は静岡県屋外広告物審議会に報告します。</p> <p>〔なお、今回の県民意見の募集において提出された意見書についても、同様に同審議会に報告します。〕</p>

<参考：静岡県屋外広告物条例施行規則の規定に基づく公告、縦覧>

- 1 公告日 令和4年11月22日（火）
- 2 公告、縦覧の内容
静岡県屋外広告物条例第6条の2第1項の規定に基づく広告景観保全地区の指定の変更案
- 3 意見書を提出できる方
当該広告景観保全地区の住民、当該広告景観保全地区において屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する者、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件を管理する者及び利害関係人
- 4 縦覧の期間、意見書の提出期間
令和4年11月22日（火）から令和4年12月5日（月）まで
- 5 縦覧の場所、意見書の提出先
 - ・静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課
（〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）
 - ・静岡県下田土木事務所都市計画課
（〒415-0016 下田市中531-1）
- 6 意見書の提出方法 持参又は郵送
- 7 意見書に記載すべき事項
 - ・意見書提出者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び電話番号
 - ・利害関係人にあっては、利害関係の内容
 - ・広告景観保全地区の指定の変更案に対する意見